

「出入管穀物及び飼料検査検疫管理弁法」

日本貿易振興機構（ジェトロ） 上海センター 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

出入管穀物及び飼料検査検疫管理弁法

本弁法は、2001年11月21日国家品質監督検査検疫総局の事務会議で審議、可決し、公布した。2002年3月1日より施行する。

第一章 総則

第一条 出入管穀物及び飼料の検査検疫の管理を強め、人体の健康と動植物の安全を保護するため、「中華人民共和国輸出入商品検査法」及びその実施条例、「中華人民共和国出入管動植物検疫法」及びその実施条例、「中華人民共和国食品衛生法」及び関連法律法規の規定に基づき本弁法を制定する。

第二条 本弁法は、商業的方式と非商業的方式で出入管(通過を含む)する穀物及び飼料に対する検査検疫及び監督管理に適用する。

第三条 本弁法にいう穀物とは、イネ科の穀類(例えば小麦、玉蜀黍、米、大麦、ライ麦、燕麦、高粱など)、豆類(例えば大豆、緑豆、豌豆、小豆、蚕豆、スパルティンなど)、芋類(例えば馬鈴薯、タピオカ、薩摩芋など)等の穀物の種や実(非繁殖用)およびその加工産品(例えば白米、麦芽、小麦粉など)を指す; 飼料とは、穀物、搾油作物の加工後の副産物(例えばふすま、大豆滓、豆粕など)を指す。

第四条 国家品質監督検査検疫総局(以下「国家質検総局」という)は、全国の出入管穀物及び飼料の検査検疫と監督管理業務を統一管理し、国家質検総局が各地に設立した出入管検査検疫機関(以下「検査検疫機関」という)は、それぞれの管轄地域内での出入管穀物及び飼料の検査検疫と監督管理業務を主管する。

第二章 検査審査許可

第五条 国家質検総局は、入管穀物及び飼料に対して、検査の審査許可制度を実行する。荷主あるいはその代理人は売買契約書を結ぶ前に、検査の審査許可手続きを行わなければならない。

第六条 検査審査許可の手続きを行う手順は以下のとおり:

(一)荷主あるいはその代理人は、事前に「中華人民共和国入管動植物検疫許可申請書」を記入して、入管地の直属検査検疫機関に第一審を申請すると同時に、入管後の生産、加工場所と運送、加工など一環の防疫措置及びその他の関連資料を提出する。

(二)直属検査検疫機関は、輸入した数量が加工や生産能力に合うか、輸送、加工、処理などの流れが動植物検疫防疫と監督管理条件を満たしているかを検査し、要求を満たしているものには、直属検査検疫機関が第一審の意見書に署名した後、国家質検総局に審査許可を申請する。

(三)国家質検総局の審査を受けて、審査許可の要求に合うものには、「中華人民共和国入管動植物検疫許可証」(以下「検疫許可証」という)を発行する;審査許可の要求に合わない場合は、発行せず、申請者に発行しない理由を告知する。

第七条 荷主あるいはその代理人は「検疫許可証」に規定する入管穀物及び飼料の検疫要求を商業契約書に明記しなければならない。

第八条 次の各号の一に該当した場合、荷主あるいはその代理人は「検疫許可証」の手続きをあらためてしなければならない。

- (一)入管穀物及び飼料の種類の変更または重量を10%を超えて増やしたとき;
- (二)輸出国または地域を変更したとき;
- (三)入管地を変更したとき;
- (四)「検疫許可証」の有効期限を超過したとき。

第三章 入管検査検疫

第九条 荷主あるいはその代理人は、穀物及び飼料が入管する前に、入管地の検査検疫機関に検査を申請し、要求に基づき下記の書類を提出しなければならない。

- (一)「検疫許可証」;
- (二)貿易書類(売買契約書、信用状など)に決められた検査方法基準あるいは見本;
- (三)規定に基づき提出すべきその他の関連書類。

第十条 国家質検総局は業務の必要に応じて、実状を見て穀物及び飼料を輸出する国または地域へ検査検疫人員を派遣し、産地の伝染病発生状況を調査し、船積み前の事前検査や積込みの監督を行う。

第十一条 検査検疫機関は、下記の要求に基づいて、入管穀物及び飼料に対する検査検疫を行う:

- (一)中国政府が輸出国または地域政府との間に結んだ検査検疫の両国間協議、議定書、覚書などに規定する検査検疫の要求;
- (二)中国の法律、行政法規及び国家質検総局が規定する検査検疫の要求;
- (三)「検疫許可証」に列記される検疫要求;
- (四)売買契約書に盛り込まれたその他の検査検疫の要求。

第十二条 使用船舶に積載されて入管する穀物及び飼料は、検査検疫機関が投錨地で貨物の表層を検査検疫し、合格であると認めたと、入港し積荷を卸すことができる;特殊な状況があつて岸に停泊した後、検査検疫を行う場合は、検査検疫機関の同意を必要とする。

港を分けて積荷を卸す穀物及び飼料は、先に積荷を卸す港の検査検疫機関が当該港で卸す貨物のみを検査検疫し、検査検疫の結果を書面の形でただちに次の積荷卸港の検査検疫機関に通知する。統括した証明書が必要な場合、最後に卸し作業を行う港の検査検疫機関がまとめて証明書を出す。

第十三条 コンテナなどその他の方式で積載した入管穀物及び飼料は、検査検疫に合格してはじめて輸送、販売、使用できる。

第十四条 元の運送手段、包装のまま国境を通過する穀物及び飼料には、検査検疫機関が通過監督管理を実施する。

運送手段や包装などを変更して国境を通過する穀物及び飼料には、入管の検査検疫の要求に基づいて手続きを行う。

欧亜大陸橋に属する国際コンテナ輸送で通過するものには、「欧亜大陸橋に関する通過輸送管理試行弁法」に基づいて手続きを行う。

第十五条 検査検疫に合格した入管穀物及び飼料には、検査検疫機関が入管貨物の検査検疫証明書を発行し、入管しての販売や使用を許可する。

第十六条 入管穀物及び飼料で検査の結果本弁法の第十一条に規定する検査要求に合わないが、有効な技術処理が可能なものには、検査検疫機関の監督のもとで技術処理を行い、再検査を受けて合格であれば検査検疫証明書を発行し、入管しての販売や使用に許可する。

第十七条 入管穀物及び飼料で検査の結果有害生物が発見されたが、害を除く有効な手段があるとした場合、検査検疫機関が「検査検疫処理通知書」及び「植物検疫証明書」を発行し、害を除いて合格した後、販売、使用ができる。

第十八条 入管穀物及び飼料は、次の各号の一に該当した場合、規定により差し戻しや廃棄処分とする：

(一) 検査で本弁法の第十一条に規定された検査要求に合わないことが判明し、かつ技術的処理もできず、または技術的処理して再検査しても不合格であったもの；

(二) 検疫で、土壌または検疫性有害生物が発見され、かつ有効な害を除く手段がないもの。

第四章 出国検査検疫

第十九条 荷主あるいはその代理人は、穀物及び飼料が出国する前に地元の検査検疫機関に検査申請をしなければならない。申請時に規定による関連書類を提出するほか、売買契約書や信用状に定める検査検疫資料も提出しなければならない。

第二十条 出国穀物及び飼料を積載する船舶及びコンテナは、運送請負者、コンテナ会社またはその代理人が、積み込みの前に、検査検疫機関に積み込みの適否の検査を申請し、検査検疫に合格してからはじめて積み込むことができる。

第二十一条 検査検疫機関は、次の要求に基づいて、出国穀物及び飼料に対する検査検疫を行う：

(一) 中国政府が輸入国または地域政府との間に結んだ検査検疫の二国間協議、議定書、覚書などに規定された検査検疫要求；

- (二)中国の法律、行政法規および国家質検総局が規定する検査検疫の要求;
- (三)輸入国または地域の入管穀物及び飼料に対する検査検疫の要求と強制される検査検疫要求;
- (四)売買契約書や信用状などに明記したその他の検査検疫要求。

第二十二條 検査検疫に合格した出国穀物及び飼料に検査検疫機関は「出管貨物通関票」あるいは「出国貨物の証明書引換票」を発行する;検査検疫証明書を出す要請がある場合、合わせて検査検疫の証明書を出す。

第二十三條 出国穀物及び飼料の検査の有効期間は最長で二ヶ月を超えることはない。検疫の有効期間は通常21日とし、黒龍江、吉林、遼寧、内モンゴル及び新疆地区の冬季(11月から翌年2月末まで)は、事情を斟酌して35日間まで延長することが出来る。

第二十四條 国境の検査検疫機関が検査する必要がある出国穀物及び飼料は、荷主あるいはその代理人は「出国貨物の証明書引換票」の有効期間内に、出国地の検査検疫機関に検査を申請する。検査を受けて、要求に合うものには検査検疫機関が「出国貨物の通関票」を発行する。「出国貨物の証明書引換票」の有効期間を超えて出国する穀物及び飼料は、荷主あるいはその代理人は出国地の検査検疫機関に改めて検査を申請しなければならない。

第二十五條 検査検疫機関は、検査検疫に合格しなかった出国穀物及び飼料で、有効な方法で処理し、再検査検疫を受けて合格したものには、規定により証明書を発行する;有効な処理方法がないあるいは処理をして改めて検査検疫をしても合格しないものには「出国貨物の不合格通知書」を発行する。

第五章 検査検疫監督管理

第二十六條 検査検疫機関は、出国穀物及び飼料の生産、加工、積み卸し、輸送、貯蔵に対する監督管理を行う。

第二十七條 入管地の検査検疫機関の管轄区域外に運ぶ入管穀物及び飼料は、輸送目的地の検査検疫機関が監督管理を行う。入管地の検査検疫機関は、ただちに輸送目的地の検査検疫機関に通知する。

第二十八條 出入管穀物及び飼料に大きな伝染病の状況や品質または安全衛生の問題が発見された場合、検査検疫機関は必要な防疫措置及び応急措置をとり、ただちに国家質検総局に報告しなければならない。

第六章 附則

第二十九條 本弁法の規定に違反する場合、「中華人民共和國輸出入商品検査法」及びその実施条例、

「中華人民共和国出入管動植物検査検疫法」及びその実施条例、「中華人民共和国食品衛生法」の関連規定に基づいて処罰を与える。

第三十条 本弁法は国家質検総局が解釈の責を負う。

第三十一条 本弁法は2002年3月1日から施行する。旧出入管穀物及び飼料検査検疫に関する管理弁法や規定と本弁法に一致しないところがある場合は、本弁法を準拠する。